（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、美術工芸品公開促進調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人、企画調整専門官一人、美術工芸品公開促進調査官三人、文化観光支援調査官一人、博物館支援調査官一人及び教科調査官四人を置く。

2～7　［略］

8　美術工芸品公開促進調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち有形文化財（建造物であるものを除く。）の所有者及び管理団体以外の者による地域における公開の促進に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

9～11　［略］

附　則

（初等中等教育局教育課程課探究学習推進専門官の設置期間の特例）

第六条　第二十五条第一項の探究学習推進専門官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

第七条～第十一条　［略］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第十二条　第八十六条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人、企画調整専門官一人、文化観光支援調査官一人、博物館支援調査官一人及び教科調査官四人を置く。

2～7　［同上］

［項を加える。］

8～10　［同上］

附　則

［条を加える。］

第六条～第十条　［同上］

［条を加える。］

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、七五〇人」を「一、七二九人」に改め、同表スポーツ庁の項中「一二二人」を「一二〇人」に改め、同表文化庁の項中「二六一人」を「三〇一人」に改め、同表合計の項中「二、一三三人」を「二、一五〇人」に改める。

附　則

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和二年九月三十日までの間においては、一、七五九人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十四号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究開発課の所掌事務） **第三十二条**　研究開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと（学力調査課、教育課程調査官、学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。 （学力調査課の所掌事務） **第三十三条**　学力調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する援助及び助言を行うこと（学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。	（研究開発課の所掌事務） **第三十二条**　研究開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する援助及び助言を行うこと（学力調査課、教育課程調査官及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。 （学力調査課の所掌事務） **第三十三条**　学力調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する援助及び助言を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。